

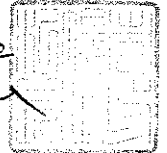


札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月31日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第21号

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例

(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部改正)

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「・第419条」を「一第420条」に改める。
- (2) 第419条を第420条とし、第418条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第419条 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条
例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ
の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ
れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行う
こととされているもの(第17条第1項(第50条第1項及び第2項、
第50条の4、第52条第1項及び第2項、第91条、第91条の2の
4、第112条、第137条、第137条の2の3、第144条、第1
44条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の
5、第173条の16並びに第173条の24において準用する場合を
含む。)、第21条(第50条第1項及び第2項、第50条の4、第52
条第1項及び第2項、第76条、第91条、第91条の2の4、第10
2条、第102条の2の3、第112条、第137条、第137条の2

の3、第144条、第144条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の5、第173条の16、第173条の24、第180条、第180条の2の10並びに第180条の12において準用する場合を含む。)、第57条第1項、第97条第1項(第102条の2の3において準用する場合を含む。)、第177条の3第1項(第180条の2の10及び第180条の12において準用する場合を含む。)、第196条第1項、第200条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第2条 札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第247条」の次に「・第248条」を加える。
- (2) 第4条第28号中「第8条第16号」を「第8条第1項第16号」に、「同条」を「同項」に改める。
- (3) 第8条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。
- (4) 第9条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。
- (5) 第67条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。
- (6) 第216条第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「第1

項各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める職員」に改める。

(7) 第247条を第248条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第247条 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第16条第1項及び第20条(これらの規定を第57条の2の4、第57条の6、第65条、第71条、第71条の2、第71条の2の2、第71条の10及び第79条において準用する場合を含む。)、第93条及び第97条第1項(これらの規定を第138条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第18条 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例に

において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定（札幌市児童福祉法施行条例目次の改正規定及び同条例第247条を同条例第248条とし、同条例第5章中同条の前に1条を加える改正規定を除く。）は公布の日から施行する。